

第6期嬉野市農業委員会
第10回定例総会議事録

令和4年 5月2日

嬉野市農業委員会

第6期嬉野市農業委員会 第10回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田日千田 外38筆	R4.5.2	決定
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定(中間管理機構)		
	塩1~33	久間二本黒木 外79筆 賃借権・使用貸借権	R4.5.2	承認
	嬉1~11	下宿葛尾 外20筆 賃借権・使用貸借権	R4.5.2	承認
	市1~9	五町田横井手 外20筆 賃借権・使用貸借権	R4.5.2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	吉田三本柿 贈与	R4.5.2	許可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	五町田流海 一般住宅	R4.5.2	許可
	2	下宿一位原 駐車場及び庭	R4.5.2	許可
	3	下宿 一般住宅	R4.5.2	許可
	4	下野二本椎 外6筆 宅地分譲	R4.5.2	許可
	5	吉田中村 外3筆 資材置場及び駐車場	R4.5.2	許可
	6	真崎福富山 宅地拡張	R4.5.2	許可
議案第5号		非農地証明願について		
	1	馬場下下野辺田 駐車場	R4.5.2	決定
	2	下宿 アパート敷地	R4.5.2	決定

第6期嬉野市農業委員会 第10回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4年 5月 2日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 5月2日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 5月2日 午後2時15分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の 非公開
可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	宮崎 政則	○	
1	松元 正行	○		8	梶原 文雄	○	
2	西田 昭義	○		9	永尾 文治	×	
3	山口智佐代	×		10	團 達美	○	憲章朗読 議事録署名
4	峰 正己	○	事前審査班長	11	坂本 健二	○	議事録署名
5	中島文二郎	○		12			
6	前田 安一	○					

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
井上 章	○	局長	持田 晋作	×	主査
永田 良子	○	主査			

農業委員会以外の出席者：農業政策課 副課長 小原 和子

7 議案

議案第1号	農用地利用集積計画の解約について	15件
議案第2号	農用地利用集積計画の決定について	別添
議案第3号	農地法第3条の規定による申請の許可について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件
議案第5号	非農地証明願について	2件

8 その他

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から33番までについて です。
貸し手人は 白石町の ○○○○ 様、外30名様、
借り手人は 南下久間の ○○○○ 様、外20名様です。
所在地は、大字久間 二本黒木 ○○○○番 外79筆、
地目は田畑で、田が64,908.29㎡ 畑が685㎡ 田畑合計で65,593.29㎡
です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は1年から20年で、新規及び再設定で
す。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各
要件を満たしています。以上です。

議 長 それでは、塩田町の分整理番号1番から33番までについて、質疑を行ないま
す。質問、意見はありませんか。

委 員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議 長 無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から33番ま
でについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
す。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について塩田町の分
整理番号1番から33番までについては、原案のとおり承認することに決定しま
した。

.....
議 長 次に、別添の表6ページから7ページ、利用権設定 嬉野町の分です。
お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から11番までについて、一
括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から11
番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表6ページから7ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から11番についてです。

貸し手人は 内野山の ○○○○ 様 外9名様、
借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様 外8名様です。

所在地は、大字下宿 ^{かつらお}葛尾 ○○○○番 外20筆、

地目は田と畑、田の面積が10,509㎡、
畑の面積が16,315㎡、田畑合計で26,824㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は5年から10年で新規及び再設定です。
計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各

要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分 整理番号 1 番から 11 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号 1 番から 11 番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分整理番号 1 番から 11 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表 8 ページから 9 ページ、利用権設定 嬉野市の分です。お諮りします。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号 1 番から 9 番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。この案件は〇〇委員の申請もありますので、嬉野市農業委員会総会会議規則第 20 条の規定により、審議開始から終了まで退室し、審議終了後に入室・着席ください。(〇〇委員退室)

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 9 番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 8 ページから 9 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 9 番についてです。

貸し手人は 佐賀市の 〇〇〇〇 様 外 8 名様、

借り手人は 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 様

外 1 名様です。

所在地は、大字五町田 横井手 〇〇〇〇番 外 20 筆、

地目はすべて田、面積は合計で 31,262 m²です。

利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は 5 年 6 か月から 10 年で再設定です。

公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇様が、転貸人であります。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 9 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号 1 番から 9 番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い

売買価格は、反当たり 11,654,676 円、全体で 3,240,000 円です。

図面は 10 ページと 11 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

前田 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

美野の〇〇て言うところの分居と言うことで、前のほうにはですね道路から共同の通路と言うことで、その奥にありました。さっき事務局から説明のとおり、水路とか水のかげんとかはですね、向こうにちゃんと用水路とかありまして、別に問題ないと思いますけど審議のほどよろしくおねがいします。

議 長

事前審査の結果について、峰委員、班長として報告をお願いします。

班 長

この件ですけど、今言われたとおりですね、特に問題はないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号 2 番です。

譲渡人は 南上の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 温泉 2 区の 〇〇〇〇 様 です。

所在地は、大字下野 一位原 〇〇〇〇番 、地目は畑、

面積は 413 m²です。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は駐車場及び庭です。

事由は、空き家の購入にあたり、隣接の申請地を利用し、駐車場及び庭として転用したい ということです。

東は宅地、西は道路・畑、南は畑・宅地、北は宅地 です。

売買価格は、反当たり 1,210,654 円、全体で 500,000 円です。

一部を進入路として使用されていたため、始末書が添付されております。

図面は 12 ページから 13 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

西田 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

こうしてますけど、下は国道が走っています。34 号線です。ちょっと上がったところですけど。数年前から塩漬け状態かなんも作らんでそのままの状態、とのかくもてあましてったようで、周りは住宅地ですので、そういうふうな形で有効利用されたらいいんじゃないかなと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

議 長

峰委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今、西田委員が言われた通りですね、周りが住宅地になかにこのままであれば、野暮くらのままに、ただちょっと、向こう側に道があったんですけど、そこんたいがちょっと崖になっていると言う感じだったんです、そいは特に問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

空き家バンク登録をしてあったんですか。

事 務 局

空き家は、バンクに登録なしです。

委 員

なし、で隣接の農地を買われたわけですね。

事 務 局

はい

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

譲渡人は 千葉県成田市の ○○○○ 様、

譲受人は 温泉2区の ○○○○ ・ ○○○○ 様 です。

所在地は、大字 下宿 ○○○○番、地目は畑、

面積は183㎡です。

農地区分は第3種農地（第二種住居地域）、用途目的は一般住宅です。

事由は、2年程前から住居建設のため用地を探しておりましたが、条件に合う土地が見つかりませんでした。この度希望に合う申請地を紹介してもらったため、一般住宅用地として転用したい とうことです。

東は雑種地・宅地、西は道路・畑、南は畑・宅地、北は道路・雑種地 です。

売買価格は、反当り30,245,902円 全体で5,535,000円です。

図面は14から15ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

坂本 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

先ほど説明がありましたように、区画整理内の第2種住居地域でございますので、全く問題は無いと思います。

議 長
班 長

峰 委員、班長としての報告をお願いします。
今、坂本委員から言われました通りですね、ここは住居用土地ですので、特に問題は無いと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
整理番号4番です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 井手川内の 株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○ 様 です。

所在地は、大字下野 二本椎 ○○○○番1 外6筆 地目は田と畑、
面積は田が 824㎡ 畑が 981.29㎡ 全体で 1805.29㎡です。

農地区分は第3種農地（第二種中高層住居専用地域）、用途目的は宅地分譲です。

事由は、当社の今年度事業として宅地分譲として転用したい ということです。
東は宅地・道路、西は宅地・畑、南は畑・里道、北は宅地・田 です。
売買価格は、反当り 11,078,552円 全体で 20,000,000円です。
図面は16ページから17ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地 域 担 当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

持ち主の○○さんがですね、ちょっとふりよの事故で亡くされてですね、本人としてはちょっと畑としてはきばいたくなかということですね、○○さんが売ってやると聞いたんですけど、別に、この排水とかですね、道路に下水の方が来ているので、別に下水の方は問題なくてですね、雨水の排水の方も両方に溝が流れているということで、○○土地測量の人がおっしゃっていたんですけど、別に問題は無いと思いますけど、この状態ですね、以前までは野菜を作ってもらえたんですけど、奥さんが事故で亡くされてですね、働きたくなかということで、おっしゃってられましたので、よろしく願いいたします。

議 長
班 長

峰 委員、班長としての報告をお願いします。
今、團さんから言われた通りですね、周りが宅地化されているところにですね、

後ですね特に問題は無いと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 ここは、宅地の分譲住宅ですか。何件ぐらい建つんですか。
事務局 6区画です。
委員 計画が出とつとですか。
事務局 まだ、分譲の計画しかでとらんです。

議長他にありませんか。
委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。
議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....
議長 次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議案書6ページ、整理番号5番です。
譲渡人は 石垣下の ○○○○ 様
譲受人は 上吉田の ○○○○ 様です
所在地は、大字吉田 中村 ○○○○番 外3筆 地目は田と畑、
面積は田が 71㎡ 畑が 214㎡ 全体で 285㎡です。
農地区分は第2種農地、用途目的は資材置場及び駐車場です。
事由は、空き家(甲2499-5)を購入することとなり、隣接に資材置場・駐車場が必要となったため転用したい ということです。
東は道路・宅地・畑、西は道路・宅地、南は里道、北は水路 です。
売買価格は、反当たり 35,088円、全体で 10,000円です。
すでに駐車場として使用され、また倉庫も設置されていたため、始末書が添付されております。
図面は18ページから19ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議長 峰 委員、班長・地域担当委員としての説明、意見をお願いします。
地域担当 今、事務局から説明があったようにですね、ここは元○○が住んでおられましたけど、そこを買ってですね、あつとこはですね、ずっと畑やったとですけど、ちょっと始末書が出てますけど、駐車場にされてました。そして、反対側はですね、ここは、完全にもう農地としてはもうどうしようもないということですね、特に問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 5 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 5 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 次に、整理番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 6 番です。

譲渡人は 三ヶ崎の ○○○○ 様

譲受人は 鹿島市の ○○○○ 様です

所在地は、大字真崎福富山 ○○○○番 地目は畑、面積は 59 m²。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は、宅地拡張 です。

事由は、申請地は宅地に隣接した農地である。平成 12 年 4 月に宅地として利用してしまい、追認で宅地拡張として許可を願います ということです。

東は山林（宅地）、西は山林、南は山林（宅地）、北は里道 です。

契約内容は親子間の贈与です。

すでに宅地として使用されていたため、始末書が添付されております。

図面は 20 ページから 21 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長 宮崎 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 ここは福富の飛び地であって、行政区は推進委員が来られている○○が控られているので、説明をしていただきたいと思います。

推進委員 宅地として利用しようと言うことで、始末書がでておりますけど、ここはずうっとですね山の麓で過去は農地扱いでしております。それで、そのまましとけばですね、草ぼうぼうですね。はっきり言って。だから、ちょっと宅地化しながら、そしてそこにヤギをですね、沖縄から連れてきたヤギを飼うとんさっです。そういうことで、農地が荒れると言うことでヤギを飼って飼育しとって言うことでよろしくをお願いします。

議長 峰 委員、班長としての報告をお願いします。

班長 今、言われた通りですね、そのまましといたら野暮になると言うことですね、特に問題は無いと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 6 番については、原案のとおり

たいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委員
議長

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

それでは、会議を閉じます。

第6期嬉野市農業委員会第10回定例総会を閉会します。

(午後 2 時 15分 閉会)